

レセプト電算処理システム マスターファイル仕様説明書

平成25年~~7~~10月

編集 社会保険診療報酬支払基金

1 マスターファイル体系

(1) マスターファイルの分類

レセプト電算処理システムで使用する各種マスターファイルの分類は、次のとおりとする。

項番	マスター名	コード桁数	内 容
1	傷病名マスター	数字7桁	診療報酬請求用の傷病名として、傷病名ごとにユニークなコードを付与したもの
2	修飾語マスター	数字4桁	傷病名マスターを補足するためのマスターであり、接頭語、接尾語及び部位名の修飾語と傷病名を組み合わせ使用。
3	歯式マスター	英数6桁	病名に対応する歯又は部位にユニークなコードを付与したもの（コードの上から歯種4桁、状態1桁、部分1桁、予備3桁）
4	医薬品マスター	数字9桁	「薬価基準」に記載されている医薬品について、コード上1桁“6”固定のユニークなコードを付与したもの
5	特定器材マスター	数字9桁	「材料価格基準」に記載されている特定保険医療材料について、コード上1桁“7”固定のユニークなコードを付与したもの
6	コメントマスター	数字9桁	「診療報酬請求書等の記載要領等について新明細書の記載要領」に定められている定型的な文字について、コード上1桁“8”固定のユニークなコードを付与したもの
7	医科診療行為マスタ ー	数字9桁	「医科診療報酬点数表の解釈」及び関連通知に記載されている項目（ただし、薬剤料、特定保険医療材料等を除く）について、コード上1桁“1”固定のユニークなコードを付与したもの
8	歯科診療行為マスタ ー	数字9桁	「歯科診療報酬点数表」及び関連通知（特定保険医療材料（使用歯科材料）歯科保険医療材料を含む）について、ユニークなコードを付与したもの（コードの上1桁は“3”固定）
9	調剤行為マスター	数字9桁	「調剤報酬点数表の解釈」に記載されている項目について、コード上1桁“4”固定のユニークなコードを付与したもの

(2) マスターファイル分類の例外事項

上記分類に当てはまらない項目のマスターファイルの分類は、次のとおりとする。

項番	例外の関連コード	コード設定先マスターファイル名
1	フィルム	特定器材マスター
2	酸素	特定器材マスター
3	窒素	特定器材マスター
4	食事療養費及び生活療養費	医科診療行為マスター、歯科診療行為マスター
5	標準負担額	医科診療行為マスター、歯科診療行為マスター
6	包括検査の検体名	医科診療行為マスター

(3) 特殊な使用方法を行っているものとして、次に示すものがある。

項番	特殊な使用方法のコード	設定先	内 容
1	未コード化傷病名	傷病名	傷病名マスターにコード設定されていない傷病名を記録するためのコードであり、傷病名を文字入力可能である。
2	薬剤料減点 (合算薬剤料上限超)	医薬品	特別入院基本料を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって、入院期間が1年を超えるものに対する同一月の投薬に係る薬剤料と注射に係る薬剤料とを合算して得た点数が、別に厚生労働大臣が定める上限としての点数を超える場合、上限点数を超えた点数を減点するためのコードである。

(8) 歯科診療行為マスター

項番	項目名	形 式			内 容
		モード	最 大 バイト	項 目 形 式	
24	医薬品関連区分	数字	1	固定	<p>当該診療行為が医薬品と関連するものであるか否かを表す。</p> <p>0：1～4以外の診療行為 1：麻薬加算、毒薬加算、覚せい剤加算、向精神薬加算、麻薬注射 3：神経ブロック（精神破壊剤使用） 4：生物学的製剤加算</p>
25	病床数区分	数字	1	固定	<p>当該診療行為が病床数に関するものであるか否かを表す。</p> <p>0：病床数に関係しない診療行為 1：許可病床（1～99床） 2：許可病床（100～199床） 3：許可病床（0～199床） 4：許可病床（200床以上） 5：一般病床（0～199床） 6：一般病床（200床以上）</p>
26	届出	数字	2	可変	<p>当該診療行為がレセプト「届出」欄に関するものか否かを表す。</p> <p>0：レセプト「届出」欄に関連しない診療行為 4：クラウン・ブリッジ維持管理料 1：クラウン・ブリッジ維持管理料 2：在宅療養支援歯科診療所 3：歯科外来診療環境体制加算 4：う蝕歯無痛的窩洞形成加算 5：歯周組織再生誘導手術 6：歯科治療総合医療管理料 7：在宅患者歯科治療総合医療管理料 8：歯科診療特別対応連携加算 9：手休時歯根面レーザー応用加算 10：歯科技工加算 11：明細書発行体制等加算 12：広範囲顎骨支持型補綴物埋入手術</p>
27	未来院	数字	1	固定	<p>未来院請求時において算定可能な診療行為であるか否かを表す。</p> <p>0：未来院請求時において算定できない診療行為 1：未来院請求時において算定可能な診療行為</p>
28	短期滞在手術	数字	1	可変	<p>当該診療行為が短期滞在手術基本料を算定できるものであるか否かを表す。</p> <p>0：1～6以外の診療行為 1：短期滞在手術基本料1 2：短期滞在手術基本料2 3：短期滞在手術基本料1が算定可能な診療行為（手術） 4：短期滞在手術基本料2が算定可能な診療行為（手術） 5：短期滞在手術基本料3 6：短期滞在手術基本料3が算定可能な診療行為（手術）</p>

コード	名称
3 1 7 9	植込型心電図記録計移植術
3 1 8 0	植込型心電図記録計摘出術
3 1 8 1	手術（医科通則 5・6、歯科通則 4）
3 1 8 2	療養病棟入院基本料 1（一般病棟入院患者）
3 1 8 3	療養病棟入院基本料 1（一般病棟入院患者）（栄養管理経過措置）
3 1 8 4	骨導補聴器植込術及び骨導端子交換術
3 1 8 5	重症者加算 1（精神療養病棟入院料）
3 1 8 6	ヒト自家移植組織（自家培養軟骨）
3 1 8 9	人工乳房（一次一期的再建）
3 1 9 0	人工乳房（一次二期的再建及び二次再建）
3 1 9 1	磁場によるナビゲーションシステムを用いた心筋焼灼術
3 1 9 2	体外衝撃波砕石破碎術
3 1 9 3	経皮的大動脈弁置換術
【医療観察法によるもの】	
0 8 8 0	入院対象者入院医学管理料
0 8 8 1	通院対象者通院医学管理料
0 8 8 2	医療観察精神科作業療法
0 8 8 3	医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」
0 8 8 4	医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」
0 8 8 5	医療観察精神科ナイト・ケア
0 8 8 6	医療観察精神科デイ・ナイト・ケア
0 8 8 7	医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」
0 8 8 8	医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」
0 8 8 9	通院対象者社会復帰体制強化加算
0 8 9 0	医療観察認知療法・認知行動療法
0 8 9 1	医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料
【歯科診療によるもの】	
1 3 0 5	クラウン・ブリッジ維持管理料（歯冠補綴物）
1 3 0 6	顎口腔機能診断料
1 3 1 0	歯科治療総合医療管理料
1 3 1 1	地域医療連携体制加算
1 3 1 3	地域歯科診療支援病院歯科初診料
1 3 1 5	歯科矯正診断料
1 3 1 7	歯科外来診療環境体制加算
1 3 1 8	地域歯科診療支援病院入院加算
1 3 1 9	医療機器安全管理料（歯科）
1 3 2 0	在宅療養支援歯科診療所
1 3 2 1	う蝕歯無痛の窩洞形成加算
1 3 2 2	歯周組織再生誘導手術
1 3 2 4	単独型又は管理型臨床研修病院入院診療加算